

令和 8 年 6 月

第 4 回（定例会）

香 芝 市 議 会 議 案

香 芝 市

目 次

報 第 2 号	令和7年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について----- 1 頁
報 第 3 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 5 頁
報 第 4 号	香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 7 頁
議第28号	香芝市行政手続条例の一部を改正することについて----- ----- 14 頁
議第29号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正することについて----- 17 頁
議第30号	香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて----- ----- 22 頁
議第31号	令和8年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について----- ----- 29 頁
議第32号	下田小学校長寿命化改修工事請負契約の締結について----- ----- 30 頁
議第33号	財産の取得について----- ----- 31 頁
同第16号	香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて----- 32 頁

報第2号

令和7年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度香芝市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日報告

香芝市長 三橋和史

令和7年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源			
							国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	1 議会費	1 議会費	議場等照明設備改修事業	8,670,000	8,670,000	—	—	7,800,000	—	870,000
2 総務費	1 総管理費	4 財産管理費	香芝市複合施設整備事業	24,640,000	24,640,000	—	—	—	—	24,640,000
		5 企画費	物価高騰対策給付事業 (国の補正予算(第1号)分)	705,470,000	705,470,000	—	547,600,000	—	—	157,870,000
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	5,214,000	5,214,000	—	5,214,000	—	—	—
3 民生費	2 児童福祉費	13 物価高対応子育て応援手当支給事業費	物価高対応子育て応援手当支給事業 (国の補正予算(第1号)分)	29,020,000	29,020,000	—	29,020,000	—	—	—
4 衛生費	1 保健衛生費	4 火葬場施設費	火葬場改修事業	6,520,000	5,265,000	—	—	4,700,000	—	565,000
5 農林商工費	1 農業費	5 農地費	防災ため池調査事業	4,950,000	4,950,000	—	4,950,000	—	—	—
6 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	橋りょう長寿命化修繕事業 (国の補正予算(第1号)分)	22,000,000	22,000,000	—	11,000,000	9,000,000	—	2,000,000
		3 道路新設改良費	道路新設改良事業	137,000,000	137,000,000	—	15,342,500	105,100,000	—	16,557,500
	3 河川費	1 河川維持費	大和川流域総合治水対策事業 (国の補正予算(第1号)分)	5,000,000	5,000,000	—	2,500,000	2,500,000	—	—
	4 都市計画費	6 街路事業費	街路整備事業 (国の補正予算(第1号)分)	130,000,000	130,000,000	—	66,199,000	63,200,000	—	601,000

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
			街路整備事業	125,000,000	125,000,000	—	17,175,750	15,400,000	—	92,424,250
		10 都市計画公園費	香芝市スポーツ公園整備事業 (国の補正予算(第1号)分)	30,000,000	30,000,000	—	15,000,000	15,000,000	—	—
			香芝市スポーツ公園整備事業	1,147,000,000	1,145,656,000	—	475,293,000	574,000,000	—	96,363,000
7 消防費	1 消防費	3 災害対策費	避難生活環境改善事業 (国の補正予算(第1号)分)	66,520,000	66,520,000	—	33,260,000	8,600,000	—	24,660,000
			同報系防災行政無線整備事業	45,000,000	33,822,800	—	—	33,800,000	—	22,800
8 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	小学校防犯カメラ設置事業 (国の補正予算(第1号)分)	54,200,000	54,200,000	—	27,371,000	26,800,000	—	29,000
			小学校トイレ改修事業 (国の補正予算(第1号)分)	83,000,000	83,000,000	—	23,566,000	59,400,000	—	34,000
			小学校照明設備改修事業 (国の補正予算(第1号)分)	212,000,000	212,000,000	—	58,445,000	153,400,000	—	155,000
			下田小学校長寿命化改修事業 (国の補正予算(第1号)分)	281,400,000	281,400,000	—	77,338,000	203,900,000	—	162,000
			関屋小学校中規模改修事業 (国の補正予算(第1号)分)	291,800,000	291,800,000	—	51,036,000	232,600,000	—	8,164,000
			小学校屋内運動場空調設備設置事業 (国の補正予算(第1号)分)	677,000,000	677,000,000	—	259,311,000	417,600,000	—	89,000

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
			避難生活環境改善事業 (国の補正予算(第1号)分)	18,800,000	18,800,000	—	3,150,000	3,100,000	—	12,550,000
			志都美小学校改築事業	25,000,000	25,000,000	—	—	—	—	25,000,000
			小学校受変電設備改修事業	56,300,000	56,300,000	—	—	50,600,000	—	5,700,000
			下田小学校長寿命化改修事業	123,700,000	76,200,000	—	—	68,500,000	—	7,700,000
	3 中学校費	1 学校管理費	中学校防犯カメラ設置事業 (国の補正予算(第1号)分)	40,400,000	40,400,000	—	15,150,000	25,200,000	—	50,000
			中学校トイレ改修事業 (国の補正予算(第1号)分)	92,000,000	92,000,000	—	23,566,000	68,400,000	—	34,000
			中学校照明設備改修事業 (国の補正予算(第1号)分)	294,000,000	294,000,000	—	71,855,000	222,100,000	—	45,000
			中学校受変電設備改修事業	59,400,000	59,255,000	—	—	53,300,000	—	5,955,000
	合		計	4,801,004,000	4,739,582,800	—	1,833,342,250	2,424,000,000	—	482,240,550

報第3号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月22日

香芝市長 三 橋 和 史

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和7年12月22日午後9時30分頃、穴虫258番1先の市道4-63号線を相手自転車が西方向へ走行していたところ、道路陥没部分に前輪及び左側後輪が落ち込み、前輪及び左側後輪のタイヤが破損したものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として5,400円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部公園道路管理課

報第4号

香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日報告

香芝市長 三橋和史

専 決 処 分 書

香芝市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月21日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しく

はひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第5条の4中「又は附則第18条第1項」を「、附則第17条の3第1項又は附則第18条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第15条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第

30号) 第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号) 第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第17条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とある

のは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2の改正規定及び附則第15条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第17条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の香芝市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の香芝市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含

む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例附則第17条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第28号

香芝市行政手続条例の一部を改正することについて

香芝市行政手続条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年6月1日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市行政手続条例の一部を改正する条例

香芝市行政手続条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市」を「香芝市（以下「市」という。）」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号イ中「当たり」を「に当たり」に改め、同号ロ及びハ中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号ロ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪する」を「剥奪する」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を香芝市公告式条例（昭和31年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を香芝市公告式条例（昭和31年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3

項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の香芝市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議第29号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正することについて

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を次のとおり改正する。

令和8年6月1日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第1
0項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のもの
について保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる
事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以
下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び
第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次
に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業
者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「B型」及び「C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事
業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3
号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。
）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業
所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（
学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除
く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくは
これに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法
の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を
いう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障
害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののい
ずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特
定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができ
る。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規
模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。
）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を

行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第33条中「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第33条において準用する次号」」を削る。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって

は、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。第49条中「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」」を削る。

（香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「保育士（）」を「保育士、地域限定保育士（）」に、「含む」を「いう。以下同じ」に、「当分の間、香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定」を「令和10年3月31日までの間、香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士、地域限定保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に、「香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「令和6年改正前条例」という。）第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定」を「基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改める。

附則第3項中「前項」を「前2項」に、「令和6年改正前条例」を「この条例による改正前の基準条例（以下この項において「なお効力を有する旧基準条例」という。）」に、「、「保育士（奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」」を「「保育士又は地域限定保育士」と、なお効力を有する旧基準条例第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」とあるのは「第6条の3第10項第2号又は第3号」」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 保育士、地域限定保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提

供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士、地域限定保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議第30号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正することについて

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年6月1日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第53条」に、「第53条」を「第54条」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同条中第27号を第31号とし、第22号から第26号までを4号ずつ繰り下げ、同条第21号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「香芝市（以下「市」という。）」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第20号を第24号とし、第12号から第19号までを4号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13)教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(14)満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(15)保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項中「の各号」を削り、同項第3号イ（イ）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（ロ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号ロ中「以下ロ」を「以下このロ」に改め、同号ロ（イ）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ロ（ロ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「市町村」を「市」に改める。

第20条中「の各号」を削る。

第25条中「各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第32条第1項中「の各号」を削る。

第34条第2項中「の各号」を削り、同項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号ロ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号ロ（イ）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号ロ（ロ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号ロ（ロ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号ロ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号ロ（イ）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」

も」に、「同号ロ（ロ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号ロ（ロ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「第42条」を「第42条第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども

」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項において同じ。)」を、「より特定地域型保育」の次に「(満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項において同じ。)」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加える。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、同条第4項中「の各号」を削る。

第46条中「の各号」を削り、同条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と」の次に「、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(特別利用地域型保育の基準)」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第53条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第53条第3項」を、「、この章(」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「次条第3項において」を「第53条第3項において」に改め、「以下この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第53条第2項及び第6項中「交付又は提出した」を「交付し、又は提出した」に改め、同条を第54条とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改め、同条を第53条とし、第51条の次に次の1条を加える。

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付

費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議第31号

令和8年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について

令和8年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年6月1日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第32号

下田小学校長寿命化改修工事請負契約の締結について

下田小学校長寿命化改修工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月1日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 下田小学校長寿命化改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金679,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香芝市旭ヶ丘一丁目31番地の1
株式会社上村組
代表取締役 上村 智津子 |

議第33号

財産の取得について

次の財産を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月1日提出

香芝市長 三橋和史

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の名称 | 庁外ネットワークシステム用機器 |
| 2 財産の数量 | 一式 |
| 3 取得の目的 | 庁外ネットワークシステム用機器を更新するものである。 |
| 4 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金22,110,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大阪府中央区備後町二丁目6番8号 サンライズビル
扶桑電通株式会社 関西支店
取締役常務執行役員支店長 山田 均 |

